

## 次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法の定めるところにより、従業員が仕事と子育てを両立できる働きやすい環境をつくるための一般事業主行動計画を下記のとおり策定する。

### 記

1. 計画期間            2020年4月1日～2025年3月31日

### 2. 内 容

(1) 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

《目 標》

育児休業の取得状況を男性1人以上・女性は取得率85%以上とする。

《対 策》

◎ 2020年 4月～ 従業員への制度の周知・啓発

◎ 2020年 4月～ 「経営計画」にワーク・ライフ・バランスの推進について明記

(2) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

《目 標》

看護休暇の時間単位取得制度の導入

《対 策》

◎ 2020年 7月～ 規程改正(案)策定

◎ 2021年 1月～ 制度導入

(3) 雇用環境の整備に関する事項以外の次世代育成支援対策に関する事項

《目 標》

若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供

《対 策》

◎ 2020年 4月～ 大学・高校・中学の学生向け就業体験機会提供の継続実施

以 上